**会　　計 ： 港湾整備事業特別会計**

**注記（港湾整備事業特別会計財務諸表）**

**１．偶発債務**

（１）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 訴訟内容 |
| 保険代位による求償金請求事件 | 府営上屋の使用許可を受けて荷主から貨物を預かり保管していた港運会社と損害保険契約を締結していた保険会社が、府発注の屋根の塗装工事で生じた雨漏りにより、貨物に損害を受けたため、荷主に保険金を支払ったことから、保険代位により損害賠償請求権を取得したとして、府と当該府発注工事の元請業者・下請業者に対して2,200万円の損害賠償を求める訴えを平成22年6月10日に提起され、１審では、府と工事業者とで連帯して2,200万円と年５％の割合による金員を支払うよう判決で言い渡されました。  また、当該府発注工事の下請業者と損害保険契約を締結していた別の保険会社から同様に、１億円の損害賠償を求める訴えを平成24年2月2日に提起され、１審では、約4,923万円と年５％の割合による金員を支払うよう判決で言い渡されました。  現在、１審の判決内容を不服として控訴しています。 |

**２．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況

（行政財産）

減損の兆候がある（減損を認識した場合を除く）もの

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 種類 | 場所 | 帳簿価額（円） | 減損の兆候の概要 | 複数の固定資産を一体として行政サービスを提供するものと認めた理由 | 減損を認識しない根拠 |
| 泉佐野港りんくう往来北地区（特別会計） | 土地 | 泉佐野市りんくう往来北 | 3,506,454,277 | 使用低下（収容隻数約42％） | ― | 使用を継続 |
| 泉佐野港元りんくう往来北地区（特別会計） | 土地 | 泉佐野市りんくう往来北 | 129,723,776 | 使用低下（収容隻数約42％） | ― | 使用を継続 |

（２）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

　①事業の概要

港湾の基本施設（岸壁、防波堤、航路等）に対し、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械などを整備する港湾機能施設整備事業と港湾物流の効率化に資するための流通施設用地や保管施設用地等の土地を臨海部に造成する臨海部土地造成事業を行っています。

　　　　 ②当該事業に関し説明すべき固有の事項

　　　　○造成に要した資金の支払利息（事業実施中のものに限る）は、棚卸資産（未成土地）原価に算入しています。

○大阪府の新公会計制度における地方債残高については、毎年度の元金償還相当額を公債管理特別会計に移し替えて表示するなど、各会計別の実残高とは異なっています。なお、本会計の実残高は33,282百万円です。詳しくは、公債管理特別会計の注記「地方債残高及び減債基金の表示」をご覧ください。